

【合志市特産品地域ブランド推進協議会】

平成22年5月20日

合志ブランド認証マークの使用について

合志ブランド認証マークは、「合志ブランド認証要綱」と下記の事項を遵守して使用してください。

1. 合志ブランド認証マークは、合志ブランド認証を受けた「認証品」のみに貼ることができます。その他の商品には使用しないでください。
他の商品に使用した場合、認証を取り消す場合があります。
2. 合志ブランド認証マークは、合志ブランド認証要綱第10条（様式第5号）に規定しています。
ただし、単色での使用もできることとし、その場合は「黒」若しくは黒の濃淡表現で使用してください。
3. 合志ブランド認証マークを縮小または、拡大して使用する場合は、同一の縦横比率としてください。
4. 合志ブランド認証期間内に、合志ブランド認証品として相応しくない不測の事態が生じた場合は、合志市特産品地域ブランド推進協議会で協議し、認証を取り消すとともに合志ブランド認証マークの使用を禁止し、これを公表します。

※ 合志ブランド認証マークの著作権等の一切の権利は、合志市（合志市特産品地域ブランド推進協議会）に帰属しています。